

GO-E Nセンター会員規約

○ 趣旨

第1条 この規約は、萩市・長門市・美祢市の3市で組織するGO-E Nプロジェクト実行委員会が行う結婚相談窓口である、GO-E N（ゴエン）センターの会員となるために必要な事項及び会員登録後の運用等について必要な事項を定めるものです。

○ 目的

第2条 GO-E Nセンターは、結婚を希望する独身男女に対する支援を実施することにより、定住人口の増加、若者の定着に資することを目的として開設しています。

○ 会員資格

第3条 会員は、以下（1）、（2）のいずれかに該当し、かつ、（3）～（6）のいずれにも該当することが要件となります。

- （1） 結婚の意志を有し、萩市・長門市・美祢市のいずれかに在住する20歳以上で、配偶者（内縁関係にある方を含む）を有しない方。
- （2） 市外に在住する20歳以上で、結婚後、萩市・長門市・美祢市のいずれかに定住する意志があり、配偶者（内縁関係にある方を含む）を有しない方。
- （3） 会員登録申込日において、民法（明治29年法律第89号）第733条に規定する再婚禁止期間中の女性ではないこと。
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは、暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有するものでないこと。
- （5） 宗教活動や営業活動等、結婚活動以外を目的とした会員登録でないこと。
- （6） その他不相当と認められる方でないこと。

○ 提供するサービス

第4条 GO-E Nセンターは、会員に対し次のサービスを提供します。

- （1） 結婚に関する相談対応や結婚活動に関する助言等
- （2） 会員同士の1対1の出会い支援サービス
- （3） 恋活・婚活に関する情報などのメールマガジンの配信

○ 会員登録

第5条 会員登録を希望する方は、会員登録を行う必要があります。会員登録の流れは以下のとおりです。ただし、会員登録の申請に先立ち、この規約およびGO-E Nセンター利用規程に規定する内容を確認し、留意されたうえで、申請の手続きを行ってください。

- （1） 独身証明書と写真2枚（上半身を撮影したもの、L版127mm×89mm）を用意します。

- (2) 相談員との面会日程を電話で予約します。
 - (3) 相談員と面会の上、GO-ENセンター申込書（別記第1号様式）、紹介カード（別記第2号様式）に記入し、提出します。（独身証明書と写真2枚を持参ください。）
 - (4) 身分確認のできる公的書類（運転免許証等、顔写真の載っているもの）をご提示ください。
 - (5) GO-ENプロジェクト実行委員会の口座をお知らせしますので、入会登録料を1ヶ月以内にお支払いください。
 - (6) GO-ENプロジェクト実行委員会で入会登録料のお支払いが確認できましたら、初回の相談日について連絡いたします。（お支払いの確認については、数日から一週間程度お時間をいただくことがあります。）
- 2 GO-ENセンターは、会員登録を希望する方の本人、住所等を確認するため、運転免許証等の公的書類の提示を求めることができるものとします。
 - 3 GO-ENセンターは、GO-ENセンター申込書が提出されたときは、第3条に定める条件が満たされていること等を確認し、会員登録を行うものとします。
 - 4 GO-ENセンターは会員に対し、必要に応じてGO-ENセンター申込書に記載された内容が事実であることを証明できる書類等の提出を求めることができるものとします。

○ 入会登録料

- 第6条 会員登録を希望する方は、入会登録料として、2,000円を一括してGO-ENプロジェクト実行委員会に納入するものとします。
- 2 いったん納入された入会登録料については、いかなる理由であっても返還しないものとします。
 - 3 この規約および関連する規程等における会員の登録年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

○ 会員登録の有効期限等

- 第7条 会員登録の有効期限は、登録年度の3月31日とします。
- 2 会員登録の有効期間終了後、引き続き登録を希望する場合は、1ヶ月以内に更新登録料を指定する口座へお支払いください。
 - 3 更新登録料は2,000円とし、一括してGO-ENプロジェクト実行委員会に納入するものとします。
 - 4 更新登録料のお支払いが確認できましたら、更新手続きは完了とし、当該年度の会員として登録を確定します。
 - 5 いったん納入された更新登録料については、いかなる理由であっても返還しないものとします。
 - 6 更新登録料が支払われないときは、退会の意向を示したものとみなします。

○ 会員の義務

- 第8条 会員は次に掲げる各号を遵守し、GO-ENセンターの運営に支障をきたさないよう努めるものとします。

- (1) G O - E Nセンター申込書を正確に記入し、添付する書類等に偽りが無いこと。
- (2) G O - E Nセンター申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、G O - E Nセンター登録内容変更届（別記第3号様式）により、速やかに届け出ること。
- (3) お引き合わせ相手の個人情報等、G O - E Nセンターを通じて入手した情報については、会員登録の有効期間中及び退会後も第三者に漏らさないこと。
- (4) お引き合わせ相手の人格を尊重し、結婚活動以外の目的の為にG O - E Nセンターを利用しないこと。
- (5) 結婚が決まったとき及び交際を解消したときは、直ちにこれをG O - E Nセンターに連絡すること。
- (6) G O - E Nプロジェクト実行委員会から照会事項があった場合は、速やかに回答すること。

○ 個人情報の保護

第9条 G O - E Nセンターは、婚活・恋活相談窓口でのサービスを行う目的以外で会員の個人情報を利用いたしません。

○ w e b会議システムを介したオンライン上での利用

第10条 会員は、次の行為を承認するものとします。

- (1) 写真以外の「紹介カード」の情報について、w e b会議システムを介したオンライン上での結婚相談のために情報を開示する行為。
- 2 会員における次の行為を厳に禁止することとします。
 - (1) 録画・録音・スクリーンショット等で記録を取る行為。
 - (2) 個人が特定できる情報を公開する行為。
 - (3) わいせつとみなされる行為。
 - (4) 常識を逸脱したモラルに反する行為。
 - (5) 途中で退室し、そのまま戻らない行為。
 - (6) 許可なく誰かを同席させる行為。（同席の希望がある場合は、事前に相談すること。）
 - (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信したり、書き込んだりする行為。
 - (8) G O - E Nセンターよりお知らせするw e b会議の招待URLを他人に教える行為。
- 3 会員は、オンライン上での利用にあたり以下の（1）～（5）について留意するものとします。
 - (1) オンライン上での利用に係る通信料については、会員自身の負担となります。
 - (2) ハッキングや情報漏洩のリスク軽減のため、フリーW i - F iの使用は避けてください。
 - (3) 自分や相手のプライバシーが守られるよう、誰かに話の内容を聞かれない、静かで適切な環境で通信を行ってください。
 - (4) 個人情報や特定されるような内容、その他不適切な内容のものが画面に映りこまないようにしてください。
 - (5) 技術的な問題で通信ができなかったり中断したりした場合は、メールや電話で相談員へ連絡してください。相談員からも連絡を取りますが、それでも応答がなかった場合は、

キャンセル扱いとさせていただくことがあります。

○ 会員情報の取消

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとします。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 会員登録の有効期間終了後、1ヶ月以内に更新登録料が支払われないとき。
- (3) 本規約や別に定める利用規程に違反したとき。
- (4) 本規約に掲げるサービスまたは事業を廃止したとき。

○ 免責事項

第12条 GO-E-Nセンターは誠意をもってサービスの提供に努めますが、会員同士のお引き合わせや結婚を保証するものではありません。

- 2 GO-E-Nセンターのサービス提供により交際を開始したときには、会員自らの責任により誠実に交際するものとし、交際中に生じたトラブル等については、GO-E-Nセンターは一切責任を負わないものとします。
- 3 GO-E-Nセンターは、萩市、長門市及び美祢市の予算等に基づき、GO-E-Nプロジェクト実行委員会が行う事業であることから、予算の議決、その他不測の事態等を理由にサービスを停止または、廃止する場合があります。この場合において、会員等に対しては可能な限り予め通知することに努めるものとします。
- 4 GO-E-Nセンターの相談等業務を選任する相談員が、事故もしくはその他の理由によりGO-E-Nセンターでの執務が困難なとき、または、欠員となったとき、その相談員が配置されるGO-E-Nセンターにおけるサービスの提供を停止します。
- 5 本条第3項および第4項のいずれか、または災害等を含む緊急的事態により予告なくサービスの提供を停止した場合に発生した会員の損失については、GO-E-Nセンターは一切責任を負わないものとします。

○ トラブルの報告

第13条 GO-E-Nセンターのサービス提供により発生した次の(1)から(3)に掲げるトラブルは、会員の任意により報告するものとします。ただし、報告にあたっての通信料、その他の経費は、会員の負担とします。

- (1) 面会した相手のプロフィールに、客観的事実に基づく重大な虚偽があった場合。
- (2) 面会した相手から、物事を強要され、または、商品やサービス等を執拗に勧誘された場合。
- (3) その他、GO-E-Nセンターのサービス提供に重大な支障を来すことが危惧される場合。

○ 損害賠償

第14条 会員が当規約の定めに違反しGO-E-Nセンターに損害を与えた場合、GO-E-Nセンターはその会員に対し、GO-E-Nセンターが被った全ての損害について賠償を請求できるものとします。

附 則

○ 施行期日

第1条 この規約は、令和4年4月6日から施行します。

○ 施行年度における登録開始日

第2条 令和4年度については、本則の第6条第3項の「4月1日」を「4月6日」と読み替えるものとします。

○ 施行年度における入会登録料

第3条 令和4年度については、入会登録料を無料とします。